

くらしの安心情報

情報ファイル NO.170

平成 28 年 9 月 12 日

「掃除の無料キャンペーンをしている。」との電話・訪問があり高価なスチームクリーナーを勧められ、購入の契約をしてしまった。解約したいが...

相談内容

【相談者 60代 女性】

昨日、「家の掃除の無料キャンペーンをしている。」という勧誘電話があり、承諾しました。今日、自宅に訪問があり、スチームクリーナーでキッチン周りの掃除をしてもらったら、30万円のスチームクリーナーの購入を強く勧められ、クレジット契約をし、言われるまま書類を書きました(注)。業者が帰った後、よく考えたら高額で商品も使い勝手が良くないので、解約したいのですが...

対処方法

これは、電話で「無料キャンペーン中」「家の清掃などを500円程度で行う」などと販売目的を隠して訪問し、実演のあとに高価なスチームクリーナーなどを販売する「実演商法」の事例です。

この販売方法は「訪問販売」に該当し、契約書面を受取ってから8日間以内であれば、クーリング・オフ()ができます。

() 訪問販売など法律で定められた取引に適用され、一定期間内であれば無条件に解約できる制度

- 相談者には、クーリング・オフ期間なので、クレジット会社と販売会社にクーリング・オフ書面を出すよう助言したところ、後日、業者が商品を引き取りに来ました。
- 「無料」や「お得な情報」などに惑わされず、はっきり「いらない」と断るとともに、その場の雰囲気や状況で契約しないことが大切です。
- 不安に思ったり、万一トラブルにあったら、一人で悩まないで、最寄りの消費生活相談窓口にご相談ください。(消費者ホットライン「188」へ)

(注) クレジット契約の場合も含め契約の際には、正確な情報(年収額や職業など)を書類に記載しましょう。

キッチン周りはきれいになったけど...
スチームクリーナーはいらないわ



発行: くらしの安心ネットとやま (事務局: 富山県消費生活センター)

ご相談は... TEL: 076 - 432 - 9233 (消費生活相談) FAX: 076 - 431 - 2631

076 - 433 - 3252 (消費者金融・多重債務相談)

高岡支所 0766 - 25 - 2777 (消費生活相談、消費者金融・多重債務相談)

FAX: 0766 - 25 - 2890